② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事と1,150点以上のＰＣ橋上部工工事の両方を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）及び1,150点以上（ＰＣ上部工工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

③ 特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事又は1,150点以上のＰＣ橋上部工工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）又は1,150点以上（ＰＣ上部工工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷ 施工実績　平成12年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績１、求める実績２、求める実績３及び求める実績４に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

① 単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績１

片持張出し架設工法により架設した最大支間長105m以上あるＰＣ箱桁橋の工事

求める実績２

躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）50m以上のコンクリート橋脚の新設工事

求める実績３

大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した杭長25m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない）

求める実績４

１基当たり底面積（作業室面積）60㎡以上で掘削深度30m以上のニューマチックケーソンを施工した工事

② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績１

片持張出し架設工法により架設した最大支間長50m以上あるＰＣ箱桁橋の工事

求める実績２

躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）25m以上のコンクリート橋脚の新設工事

求める実績３

大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した杭長10m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない）

求める実績４

１基当たり底面積（作業室面積）30㎡以上のニューマチックケーソンを施工した工事

③ 特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合

⒜ 経営事項評価点数1,150点以上のＰＣ橋上部工工事で特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員

求める実績１

片持張出し架設工法により架設した最大支間長105m以上あるＰＣ箱桁橋の工事

⒝ 経営事項評価点数1,300点以上の土木工事で特定建設工事共同企業体（乙型）の構成員

求める実績２

躯体高さ（フーチング下端から橋脚天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚天端までの高さ）50m以上のコンクリート橋脚の新設工事

求める実績３

大口径深礎（φ5.0m以上）により施工した杭長25m以上の場所打ち杭の工事（複数の杭での延べ杭長は施工実績として認めない）

求める実績４

１基当たり底面積（作業室面積）60㎡以上で掘削深度30m以上のニューマチックケーソンを施工した工事

⒞ ＰＣ橋上部工工事又は土木工事を施工分担で施工する場合は、上記①及び②特定建設工事共同企業体（甲型）の場合の該当する工事の実績を有すること。

⑸ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺ 記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務